

令和5年度(2023年度)第1回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

日 時:令和5年(2023年)7月24日(月)18:00~19:15
場 所:かでの2. 7 7 3 0研修室
出席者:別添「出席者名簿」のとおり
議 題:別添「次第」のとおり

《開 会》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

それでは定刻になりましたので、ただ今から「令和5年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は改選後、はじめての開催となりまして、新型コロナウイルスの5類移行ですとか、社会情勢の変化を踏まえ、本日は2年ぶりに対面での開催とさせていただきます。

会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課課長補佐の夕下と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、保健福祉部子ども応援社会推進監から一言御挨拶申し上げます。

【保健福祉部 野澤子ども応援社会推進監】

皆様こんばんは。北海道保健福祉部子ども応援社会推進監をしております、野澤でございます。

本日は遅い時間にもかかわらず皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、道の保健福祉行政の推進に当たりましては、日頃よりの御支援と御協力に感謝申し上げます。

本年6月に公表されました令和4年の本道の合計特殊出生率は、1.12と、前年より0.08ポイント低下しております。東京都、宮城県に次いで下から三番目と依然として少子化が進行している状況でございます。

こうした中、国では、本年4月に、「こども家庭庁」が発足いたしまして、「こども基本法」が施行されたところでございます。

また、本年6月13日には今後3年間に集中して取り組む「加速化プラン」を盛り込みました「こども未来戦略方針」が取りまとめられ、こども・子育て施策の抜本的な強化が進められております。

道といたしましても、こうした国の動きに対応できますよう、6月に、障がい児支援など関連業務を集約いたしまして、子ども施策を一体的に推進する方向で組織体制を強化し

たところでございます。

本日は、令和4年度におけます、第四期「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」の推進状況を審議いただくほか、審議会機能の見直しや子ども部会の運営方法などにつきましても御審議をお願いしたいと思っております。

委員の皆様方には、今後とも、子ども・子育て施策の推進にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

《審議会成立宣言・委員紹介》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

本日は3名の方々から所用により欠席する旨の御連絡をいただいております。ご出席予定の明石委員におかれましては、遅れて参加いただけることになるかと思っております。

現時点で、委員総数15名のうち、11名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

次に、昨年12月に委員の任期満了に伴いまして、委員改選がございまして、今回新たに御就任いただきました方々の委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

まず、はじめに「北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター」の川田委員でございます。

【川田委員】

北海道大学の川田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

よろしくお願いいたします。続きまして、「北海道小学校長会」の佐々木委員でございます。

【佐々木委員】

よろしくお願いいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

よろしくお願いいたします。続きまして、「北海道私立幼稚園協会」の土谷委員でございます。

【土谷委員】

土谷でございます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

よろしくお願ひいたします。続きまして、「北海道町村会」の田中委員でございます。

【田中正治委員】

占冠村長の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

よろしくお願ひいたします。まだ到着されていない一般公募の明石委員も今回新たに就任をいただいております。

続きまして、事務局側の出席者の紹介につきましては、時間の都合上、省略させていただきますので、お手元にあります事務局等出席者名簿と配席図で御確認をいただければと思います。

次に配付資料の確認ですけれども、本日の資料でございますが、まず会議次第、出席者名簿のほか、審議事項等の資料として、次第の下段に記載のとおり、資料1から資料8-2までとなっております。これらの資料につきましては事前に郵送させていただいておりますけれども、お手元でございますでしょうか。

なお、送付後に内容に一部訂正のあった資料につきまして、本日皆様のお手元にお配りしておりますので、お手数をお掛けいたしますが、差し替えをお願いしたいと思います。資料に不足や不備がございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。

続きまして、本日の会議の所要時間ですが、2時間程度で20時頃の終了を予定していることを御報告いたします。

《 審議事項 》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

それでは、早速、審議事項（1）の会長及び副会長の選任を行わせていただきます。

まず会長の互選ですけれども、委員の皆様から御推薦等が特になければ、事務局の方から推薦をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、学識経験者として、幅広い見識をお持ちいただいております北海道大学の川田委員をお願いしたいと思います。川田委員よろしくお願ひします。真ん中の席へのご移動をお願いします。

それではここからの進行につきましては、川田会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

【川田会長】

改めまして会長という大役を仰せつかりました、北海道大学の川田です。どうぞよろしくお

願いたいします。

それでは、続きまして副会長の互選を行いたいと思います。委員の皆様から御意見、御推薦等が特になければ私の方から推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本日、欠席となっておりますが、弁護士として幅広い見識をお持ちの札幌弁護士会の山田暁子委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは早速、審議事項（２）の「第四期北の大地子ども未来づくり北海道計画推進状況について」、事務局から説明をお願いします。

【子ども政策企画課 三和係長】

子ども政策企画課の三和と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

早速、審議事項「第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の推進状況」につきまして、御報告させていただきます。

お手元にあります資料１、１ページ目を御覧ください。「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」の取組や、その中で、令和４年度に取り組んだものの実績をまとめまして、今後に向けて道としてどのように事業を進めていくのかということに記載してあります。

今年度も第四期計画にある四つのステージごとに主な事業の推進状況をまとめております。本日、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、８月に議会報告させていただきます。予定となっております。

１の「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」についてですが、「結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供」など、大きく五つのカテゴリーに分け、主な取組を記載してあります。

取組実績といたしましては、大学生や高校生等を対象に自分の将来を考える機会を提供する次世代教育のための出前講座を実施したほか、企業経営者や子育て中の方、学生などを対象とした、「ファザーリング全国フォーラム in 北海道」の開催などに取り組ましました。

一番下の太枠内、「今後に向けて」ですが、後ほど、報告事項で説明させていただきますが、「こどもファスト・トラック」をすべての道立施設で実施するなど、道が率先して取り組み、子ども応援社会の実現に向けた気運醸成を図るほか、結婚や子育てに関する支援をはじめ、子どもや子育て家庭が抱える課題の解決と支援の充実を図り、安心して子どもを生き育てることのできる北海道づくりを促進してまいります。

続いて２ページ目を御覧ください。２「妊娠や出産を支援するステージ」ですが、妊娠・出産に関する支援体制の整備等に取り組んでおります。

取組実績といたしましては、子育て世代包括支援センター設置市町村数や、産後ケア事業実施市町村数が増加していることなどを記載してあります。

一番下の太枠内「今後に向けて」ですが、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うためのこども家庭センターの設置に向けた働きかけや、母子保健事業研修会の開催

を通じました、市町村支援に取り組むほか、保健所と連携しまして、各市町村の資源を活用した産後ケアの体制整備を促進してまいります。

次に3ページ目を御覧ください。3の「子育てを支援するステージ」では、「幼児教育、保育環境の整備」、「社会的養育を必要とする子どもや障がい等のある子どもへの支援」、「児童虐待防止対策の推進」などに取り組んでいます。

主な取組実績としましては、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、保健師等の専門職による妊産婦などへの支援、里親委託や児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進しています。

太枠内「今後に向けて」ですが、待機児童の解消を目指して保育基盤の整備等を進めるとともに、保育士の実態調査を行い、調査結果を踏まえた保育体制の強化を図ってまいります。

また、児童虐待事案に対応していくため、中央児童相談所の企画調整機能を活用しました、職員向けの研修の一層の充実、一時保護所の設備・運営基準の策定など児童相談所の体制強化等を着実に推進してまいります。

続きまして、同じく4ページ目の4、「子育てや自立を支援するステージ」ですが、「子どもの権利及び利益の尊重」、「子どもの健全育成の促進」、5ページ目に移りまして、「教育環境の整備」などに取り組んでおります。

主な取組実績としましては、ユースプランナー制度を活用した大学生へのアンケートの実施などを通じて若者の声を聴く取組を実施したほか、児童養護施設等退所者の自立支援、いじめや不登校など児童生徒の課題解決を図るため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を進めてきました。

一番下の太枠内「今後に向けて」ですが、新たに一時保護児童等の意見表明の支援体制強化に取り組んでいくとともに、児童養護施設等の退所児童及び関係機関に対しまして、奨学金制度や貸付制度の周知など、きめ細かな支援を行ってまいります。

続きまして、6～8ページ目には、第四期計画に掲載しております、目標設定項目の令和4年度の実績と進捗率を記入しております。一部、現時点におきまして「集計予定」という項目もございますが、こちらの数値も今後、しっかりと把握してまいります。

第四期計画推進状況に関しましては以上です。

【川田会長】

では、ただ今の説明内容について、御質問等はありませんでしょうか。内容が非常に多岐にわたるのでありますけれども、いかがでしょうか。

【田中正治委員】

私あまり詳しくはないですけれども、実際に産後ケア事業の中で、産後うつの事案がありまして、6か月を超えると病院のケア事業が受けられないという決まりがあるようで、

それで6か月以降は村が単独で、村の中で、出産したお母さんを保健師さんなんかケアをする、子どもを一時預かるみたいです。

制度的には6か月までと聞いたのですがけれども、このケア事業というのも詳しくないものですから、今実際にどういった中身なのか教えていただいてもいいですか。

【子ども政策企画課 三谷主幹】

担当をしております三谷と申します。よろしくお願いいたします。

拡充がなされまして、6か月ということではなく、延長されております。

心のケアが大事だというのは認識しているところでして、各方面連携しまして、精神的なケアも含めて手厚く寄り添った形で相談に乗っていくという体制ではございます。

【川田会長】

いかがでしょうか。

【田中正治委員】

言われていることは、産後うつ含めて、ケア事業は期限が延びて、もっと手厚くしっかりやるということになっているということでもいいですね。中身はわからないので。了解しました。

【川田会長】

では寺本委員お願いします。

【寺本委員】

産後ケアに関しまして、わたくし産婦人科なので、産婦人科から説明をさせていただきますと、対象は産後ケアを必要とするもので、仰るように宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型があります。

市町村によってどこまで補助をするかというのがかなり違って、全国的には昨年で1360市町村なので、伸びては来ています。

ただ、札幌市でお話をさせていただくと、今のところ助産院のみで、当院で出産した方もかなり高いお金を払って母子入院でメンタルケアをしているような状況で、札幌市としては拡充をしようとしていて、苫小牧とかだと多分、病院でも入っていると思うのですがけれども、かなり違っている状況です。

産後ケアを行うと、国と市町村とで半々で助産院もしくは今後拡充されるであろう病院に、ある程度のお金が入ることになっているのですがけれども、今だとうちだと1泊2日で5万円くらいかかったりするような高い事業になっています。

産後ケアのお話がありましたので、妊婦健診は補助があると思うのですが、産婦健診に

ついてもいろいろな方面にお願いをしまして、今だと全国だと2週目、4週目でメンタルチェック含めてサポートが入りますけれども、札幌市含めて2週間目は入っていない市町村が北海道すごく多くてですね、今やっぱりメンタルの問題が非常に取り上げられていて、今までですと妊産婦死亡ですと、例えば出血とか、肺塞栓とかが多かったのですけれども、長い目でみると褥婦さんの鬱による自死なども、かなり増えている状況なので、一生懸命取り組んでいただきたい項目だと産婦人科としても思っております。わたくしから以上です。

【田中正治委員】

今の説明でわかりました。

富良野地区だと、6か月以降、病院が受け入れないです。産科自体が富良野協会病院しかありません。そうすると、産後のケアについては、6か月を超えたものは受けないということになっているので、自治体でそれを代わりにやろう、代わりにというか軽くするためにそういった事業をやろうということ。今聞いてわかりました。

産後うつもケースとしては1件、2件ですけれども、過去からみると増えています。だから、やはり、そういったものをしっかり、さっき道の担当の方も言われたように、ケア期間を長く見られるようなシステムが必要なのではないかなと思っております。

たしか、経費的には説明を受けたのは、国が半分で道が1/4、市町村が1/4と聞いたのですけれども、お金は出ているけれど期限があると捉えておりました。でも長く見るというシステムではあるということで、少し理解をしました。そういうことをしっかりやっていただければというふうに思います。

【川田会長】

ありがとうございました。他のテーマではどうでしょうか。山田智子委員おねがいします。

【山田智子委員】

6ページの「地域子ども・子育て支援事業」なんですけれども、計画数というのはそれぞれの市町村の計画の総数かと思います。それで達成率100%以上になっていたりするのですが、実際に実績などを見ると未実施の市町村がすごく多いかなというふうに思います。

地域で子育てをする上で、「地域子ども・子育て支援事業」はとても大事な根幹となる事業だと思うのですけれども、その未実施の市町村への指導とか、後押しするような、やっぱり道として行っていただきたいなと思っております。

【川田会長】

ありがとうございました。今の点いかがでしょうか。

【子ども政策企画課 福地課長補佐】

子ども政策企画課で成育支援を担当しております福地と申します。

委員が申しますとおり、市町村の「子ども・子育て支援事業」については、たしかに希望する児童の方がいらっしゃらない等の理由によりまして、実施をしていない市町村もいくつかあると承知をしております。

また、希望があるのですが、なかなかニーズに合うだけの人材が確保できない、受け皿はあるのですが、人材が確保できないという事業とかもあり、なかなか市町村としても歯がゆいところもあるのかなというふうに承知をしております。

私どもはこうした市町村の課題とかをいろいろとお伺いしながら、必要なサービスが適切に提供できるように、指導等行っていきたいと思っております。

【川田会長】

ありがとうございます。よろしいですか。他はいかがでしょう。はい、では平井委員お願いします。

【平井委員】

6ページの「ファミリー・サポート・センター」なんですけれども、まだ実施できている市町村少ないのかなと思うのですが、実施していても、利用料の補助がある町村がどのくらいあるのかなということが、分かれば。

例えば旭川のように、旭川は全国でもすごく有名ですけれども、一人親の場合は4/5を市が負担するのです。一人親でなくても子育て世帯皆さん1/2で使えるというようなことで、とても利用率も高いのですけれども。

例えば制度があっても、利用料がとても負担が多くて利用できないというような状況もあつたりしますので、先ほど田中委員が仰ったような、産後ケアとかにも繋がるサポートかなと思いますので、もし今度何か調査できれば、補助している市町村がどのくらいあるのかなということもわかったらいいかなというふうに思いました。

【川田会長】

はい、今の点いかがでしょうか。

【子ども政策企画課 福地課長補佐】

「ファミリー・サポート・センター」についてでございますけれども、運営費自体については国や道の方でも負担は行っておりますけれども、利用料については確かに市町村のサイドのなかで財政基盤も含めて設計されているところでございます。

実態の方は、道としても確認をしていく上で、できるだけ負担が少なくなるような制度

の設計になるよう、そちらについてもいろいろと市町村とお話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

【川田会長】

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。田中委員お願いします。

【田中紀恵委員】

田中です。7ページの目標設定のところでお聞きしたいのですが、7番の育児休業制度取得率で、令和4年度の実績が男性19.2%ですけれども、令和6年度の目標値が12.0%です。これは今のままで良いということで低い目標値としているのか、どうなのかということと、女性の方も90.0%でいいのかなと、この実績から考えてどういう風に考えられたのかということをお聞きしたいのですが、よろしいですか。

【川田会長】

はい、ありがとうございます。この点については、どなたから。これは目標値の設定理由ですよ。どうでしょうか。

【経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 作山主幹】

経済部雇用労政課 作山といいます。育休の目標ですけれども、昨年男性が19.2%と実績でかなり上がったのですけれども、令和6年度の目標値というのは道の総合計画の方で12.0%と決められておりますので、とりあえず昨年においては、実績は目標を達成したということになっているのですが、今後、国ももっと高い目標を掲げておりますので、道の総合計画の方でも見直しをされて、もっと高い目標値になるのではないかというふうに思います。

女性についても近年ずっと90%という目標だったのですけれども、ほぼ83, 82, 83と90%に近いくらいで想定をしております。

国の方では女性の目標値はないので、100%が当然という考えですので、こちらについて90%は動かないのかなと考えております。以上です。

【川田会長】

ありがとうございます。田中委員いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。だいたいの意見が出揃ったところでしょうか。

では、山田委員ですね。お願いいたします。

【山田園子委員】

今の育児休暇のことですけれども、私個人としては「女の人が概ね頑張っているのね」と。当然産むから休むのですが、そのことを考えたときに、「あとのことは誰がやっている

の」、「家のあとのこと誰がやっているの」、「奥さんまだ頑張っているの、産んだのに」って、個人の心の中ではすごく思っています。

それで男女平等とかいっているのはおかしいし、もし、現実的でないって言えばしょうがないかもしれないけど、女子と同じパーセントであるべきはずです。もしくは女の人よりもっと男の人が頑張って休みを取ってもらいたいはずです。ママたちはきっと。実際に休んでも、何をしたらいいかわからないパパだったりして、「使えない」なんていったらすごく語弊があるけれども、ちょっと声掛けしてくれるだけでもすごく助かるけれども、そのところの中身。

あと、中小の企業の方はどうなのかと。大企業はきっと休めているかもしれないけれど、本当に困っていて休みたいのに休んでくれなくて、それこそ産後うつになるだとか、そういう人もいるのかなとすごく思っています。

私自身もファミリー・サポートをやっているのですけれども、最近、全然来ないです。お産扱いだったり、お産の後の相談係だったり、いろいろありました。それで、幅も広げて産後だけじゃなくて、「小学生のうちは何か困ったときには預けましょう」となりましたが、多分、それを取り扱える人が、預かってあげられる人が、ケアしてあげられる人がすごく少なくて、宣伝ができない。

それと、使う方も事前に打ち合わせとか、お宅にお邪魔するときに、家を見てどんな常態かとか、行くのであれば行った先のお家はどうかということを確認しなければならない、そのまどろっこしさ、そして緊急にできない、うちの町だけかもしれないけど、でも多々あるのかと思って。

そのファミリー・サポートの制度自体も、ちょっとどうなのかな。扱う人も結構高齢で、私が一番若い方ですけれども、それでも私の世代は自分の孫もだし介護もある。そういうことを考えたときに、私個人的には保育士さんはいろいろな資格持っているし、私たちが勉強して見るより、見てほしいなって思ったりもするのだけれども、保育士さん自身も子育てしていたりして、田舎なんか保育士さんを募集して、職員みんながネットで大アピールをしても、全然保育士さんが来てくれない。安い、時間外の時間がすごく多いし、休まる暇もない、安くてうんと働けみたいなところがあるので、きっと来てくれないのかなって思うので、そのうまく使える保育士さんの方法を考えることと、ファミリー・サポートの形をもうちょっと考えるべきなのではないかというふうに、やっている自分としてはすごく思っているところがあるので、何かの機会に、何かのきっかけにそういうお話し合いもしてもらえると嬉しいのかなという意見です。

【川田会長】

ありがとうございました。どうですか、事務局の方では。今後、少し議論ができればということですね。

【子ども政策企画課 中村担当課長】

今ファミサポの部分の運営について、いろいろ地域ではご苦労され、実施されているということで、ファミサポの制度がない町もありますが、実施されているところも先ほどお話しがあったように、高齢化し登録会員が少なくなってきたというような問題もある中で、道としても事業として意見交換会などやらせていただいていますので、それも含めまして市町村の実態をよく把握した上で、今後どういうふうファミサポを実施していったらいいのか、広めていったらいいのか、未実施のところニーズがあるのにできていないということも対応するため、検討をしていきたいと思っております。

【川田会長】

ありがとうございました。それでは、だいたい御意見が出たかなと思います。本日たくさん審議事項ございますので、ここでひとまず先に進ませていただきたいと思えます。

次に、審議事項（3）の「審議会機能の見直しについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

続きまして「審議会機能の見直しについて」ですけれども、本件につきましては、昨年度の第1回審議会においても、御審議をいただいております、その後の状況を含めまして、資料2に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の「国の動き」ですけれども、国では本年4月のこども家庭庁の発足に伴いまして、こども政策に関する重要事項を調査審議する「こども家庭審議会」を設置しまして、その下に「基本政策部会」ですとか「児童虐待防止対策部会」など8つの部会を設置しております。

次に2つ目の「道の動き」ですけれども、本年6月に子ども政策を一体的に推進するため、「子ども応援社会推進監」を新設するなど、組織体制の強化を図りまして、他部から「困難女性支援」や「青少年健全育成」に関する業務が移管されております。詳細につきましては、本日配付資料として机上にお配りした「北海道の子ども政策における組織体制の強化について」を御覧いただければと思います。

次に3つ目の「現行の子ども関係の審議会」についてですけれども、児童福祉に関する事項は、（1）の「北海道子どもの未来づくり審議会」、この審議会ですけれども、それと（2）の「北海道社会福祉審議会」のこの2つの審議会等で協議を行ってございましたけれども、今回の組織機構改正で3つ目のDV関連、それと4つ目の青少年関連の審議会も当局の所管となっております。

続いて、4つ目の「審議会の見直しの方向性について」ですけれども、今般の組織機構改正を踏まえまして、こども基本法や児童福祉法で定める子どもに関する事項を審議する場を1つに集約することで、子ども政策を総合的に推進したいと考えておりまして、この

ためには現行の4つの審議会を統合しまして、これまでと同様の審議機能を有する部会を設置するとともに、新たな部会の設置についても速やかに検討を進めることとしております。

次に5番目の「今後の課題」についてですけれども、1つ目が審議会を統合するためには、関係する条例の一部を改正する必要があること、2つ目が審議会の委員の任期につきまして、条例改正の時点で一度満了となること、3つ目としまして条例改正後の新たな審議会の委員については別途検討させていただくこと、4つ目が「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画の策定に向けて、速やかに、本審議会に新たな部会を設置する必要があることということで、この4点目については、次の議題で御審議をいただくこととしております。

最後にまとめになりますけれども、審議会の見直しに関する事務局案としては、審議会については現在4つあるものを1つに集約すること、部会については今般の道の組織機構改正を踏まえまして、これまでの審議機能を維持することを基本としまして、国の「こども家庭審議会」に設置されている部会を参考にしながら、新たな部会の設置を含めて検討を進めまして、具体案が整理でき次第、この審議会にお諮りしたいと考えております。私からの説明は以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。それでは、今の「審議会機能の見直し」という件につきまして、皆様から御意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【田中正治委員】

すみません。わからないので教えてください。

今あるこの4つの審議会は、それぞれに委員さんはいらっしゃるのかどうか。今、統合するということになると、その4つの委員の人たちは一回いなくなって、新たに選出されると言われているのか。それから、統合した後の新たな部会というのは、どういう、何個の部会になって、どれをどう審議するのかというのがちょっとわかりづらかったので、教えてもらっていいですか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ご質問ありがとうございます。

仰るとおり、まず現行のこの4つの審議会ですけれども、それぞれに委員がいらっしゃいますので、まずはこの審議会というものを1つにするということで、例えばこの「子どもの未来づくり審議会」に一本化するとした場合、現行の定数が15名ですので、統合後の審議会も15名にすることとなり、その下に部会をいくつか設置しようと思っていて、その中にご質問にありましたとおり、例えば児童虐待に関する部会ですとか、青少年

に関する部会ですとか、今回この後、御審議いただく困難女性支援・DVに関する部会で
すとか、それぞれの部会には、実際の審議会の委員も何人か入っていただくのと、特別委
員として別に入っていただくことになり、そういったそれぞれの部会や審議会も含めて、
一旦リセットし、改めて、現状の体制も維持しながら検討していくというような形になっ
ております。

【川田会長】

いかがでしょうか。よろしいですか。

【田中正治委員】

よろしいです。

【川田会長】

はい。そのほか、いかがでしょうか。

【山田智子委員】

これの時間的な目途を教えてくださいと思います。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

今のところ予定としては、年内もしくは年度内を予定しておりまして、年内に見直しを
検討する、着手するとなった場合には8月、9月頃には本審議会に具体的な案をお示し
たいと考えておりまして、これが年度内に見直しとなった場合には、おそらく10月か11
月頃になると思いますけれども、そういった時期に具体的な事務局案をお示して御審議
いただきたいと思いますと思っております。

【川田会長】

よろしいですか。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の審議事項にいきたいと思っております。審議事項4ですね。今もお話の
ありました「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画の策
定に向けた部会の設置について、事務局から御説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

家庭支援係を所管しております武藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。資料3
を御覧ください。

まず1の「概要」ですが、北海道では、令和5年度中に、「困難女性支援法」と「配偶者
暴力防止法」に基づく都道府県基本計画を策定することになっておりまして、これらの計

画の策定に当たっては、今説明がありました本審議会に部会を設置して審議をいただく予定としております。

2の「策定する計画について」でございますが、前後しますが、この困難女性支援と配偶者暴力防止については、環境生活部の方から今般6月の機構改正に伴いまして、保健福祉部の方に事務が移管されたものでございます。まず、(1)の困難女性支援計画については、困難女性支援法が、令和6年4月に施行されることになっております。この法律におきまして、都道府県は、都道府県基本計画を策定することが義務付けられておりまして、今年度中に北海道の計画を策定する必要がございます。(2)の配偶者暴力防止計画、いわゆるDV計画ですけれども、配偶者暴力防止法においては、都道府県は5年間基本計画を策定することが義務付けられております。

現在、道では、令和5年度までを計画期間とした第4次計画に基づき各種施策を推進しているところでございます。この計画期間が今年度中に満了するため、新たに今年度中に計画を策定する必要があるところでございます。

3の「計画策定に係る審議について」ですが、これについては、後ほど資料3-2で御説明させていただきます。

続きまして、4の「策定の方向性について」でございますが、今申し上げた2つのいずれの計画も、法律に基づきまして国が定める基本方針というものが出されますので、それに則して策定することとしております。

なお、困難女性支援法に基づく国の基本指針においては、困難女性支援計画は、「政策的に関連の深い他の計画（例えば「配偶者暴力防止計画」など）と一体のものとして策定することができる」とされておりますので、現段階で道としては、2つの計画を一体的に策定する方向で検討を進めたいと考えております。

5の「主なスケジュール」ですが、8月下旬から、資料3-2で説明しますが、部会を設置した後、3回程度御審議をいただき、11月中の本審議会で素案の報告をしたいと考えております。

なお、参考に添付資料としまして、法律の概要及び道の配偶者暴力防止等に関する基本計画の概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたく思います。

引き続きまして、資料3-2を御覧いただきたく思います。この前の審議事項でも申し上げましたが、この基本計画の策定に係る北海道子どもの未来づくり審議会の部会の設置ということで、まず「概要」ですが、資料3で説明したとおりでございます。本審議会に部会を設置することを御審議いただきたく思っております。

2の「部会設置の根拠」ですが、道の少子化対策推進条例の規程に基づきまして、設置するものでございます。

3の「設置する部会の案」でございますが、まず名称は「困難女性支援部会」として、委員の構成につきましては5名で、学識経験者、法律関係者、自治体関係者、ひとり親支援関係者、配偶者暴力被害者支援関係者で構成したいと思ひ、別途、部会に選出するべき

委員は、条例の方で会長が指名するということになっておりますので、川田会長に指名していただき、決定したいと考えております。

なお、5名というのは、前回、環境生活部の男女平等参画審議会において部会を設置して、DV計画を策定したときに5名を構成としておりますので、それを参考にして、5名の構成としたいと思っているところであります。私の方からは以上です。

【川田会長】

はい、ありがとうございます。それでは今の件につきまして、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の審議事項については、この後進めていくということで、次の審議事項(5)に進みたいと思います。「北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の運営方法について」になります。事務局から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 三和係長】

私の方から資料4「北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の運営方法について」、御説明いたします。

1「子ども部会」につきましては、少子化対策推進条例の規定に基づきまして、審議会から付託された事項に関し、子どもの意見を聴取することを目的として当審議会の部会として設置しています。

2「これまでの審議状況」ですが、令和3年度に当審議会において、部会のあり方を含めた運営方法について議論いただきました。委員の皆様からは、「委員という形じゃないといけないのか」といった御意見や「真の子どもたちの声が聞こえてこないような気がする」などの御意見をいただきましたが、結論は出ないままでございまして、翌年度の審議会において継続審議となっております。

昨年度は、こども家庭庁発足に向けた国の動きを踏まえて議論することとしまして、子ども部会に関する議論は今年度に持ち越しております。

3「国の動き」ですが、本年4月施行のこども基本法におきまして、施策にこどもや子育て当事者の意見を反映させることが義務づけられておりまして、こども家庭庁では、小学1年生から20代の方を対象に、こども・若者にかかわる様々なテーマについて幅広く意見を伝えられる「こども若者★いけんぷらす」の取組を実施しています。こちらの事業ですが、資料を1枚めくってください。こちらはこども家庭庁の「こども若者★いけんぷらす」のリーフレットになります。さらに裏面を御覧いただきたいと思っております。こちらに記載のありますとおり、この取組に登録しましたこどもや若者が「いけんひろば」の括りの中ですけれども、「対面」、「オンライン」、「SNS」など様々な形で参加できる仕組みとなっております。

資料4の方に戻っていただきまして、4「道の取組」ですが、大学生ボランティアに北

北海道の施策などに意見等をもらうことで、北海道の取組に理解を深め、効果的な支援の実施に協力してもらうことを目的としまして、昨年8月に「北海道ユースプランナー制度」を開始しております。こちらの取組実績につきましては、後ほど、御説明させていただきますが、これまで実施したアンケートテーマの中で、「子どもの権利・意思表示」について「どのような工夫やルールがあれば、国や自治体に意見を伝えやすいか」との問いに対し、一番多かった意見は、「自分の顔や名前を明かさなくて良い」、次いで、「意見や伝え方を事前に学ぶ機会がある」、「友人や知人、信頼できる人と一緒に意見を言うことができる」というものでした。

これらを踏まえまして、5「子ども部会の運営方法」ですが、こども基本法の規定に基づき、これまでの審議会における議論やユースプランナーからの意見を参考にし、幅広く多様な子ども・若者の声を聴く必要がありますことから、子ども部会につきましては、国の「こども若者★いけんぷらす」の取組状況等を参考に、在り方も含めて本審議会で方向性を検討することとしたいと考えておりますので、本日は委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。私の方からは以上となります。

【川田会長】

はい、御説明ありがとうございました。子ども部会の運営方法ということについて、皆様から積極的に御意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

佐々木委員お願いいたします。

【佐々木委員】

小学校長会です。ここにもあがっているように、子どもたちから広く意見を集めるという趣旨を考えると、やはり委員様から令和3年度に出ていた「頭が良くて本当に優秀な子どもたちの意見を聞いても駄目」というのは、まさしくそのとおりだと思います。

今、子どもたちは一人一台端末を持っていて、今まで対面では話せなかった、教室の中では手を挙げて発言できなかった子も、画面に向かってならお話ができるとか、遠くのお友達、知らないお友達とならおしゃべり感覚で話せるというような子どもたちが非常に増えているという実態があります。

その仕組みを上手く使って、リーフレットにある「こども若者★いけんぷらす」を北海道版にもう一回整理しなおして、子どもたちは「何についてどんな意見を述べればいいのか」ということがはっきりすれば、かなり焦点化して意見を述べる子は非常に多いと思うので、そういうような仕組みを作ってはどうかと考えました。

かなり難しいことかもしれないけれど、いろいろやってみながら精査しながら前へ進めて行ければ、かなりおもしろい意見が集まってくるのではないかと感じました。

【川田会長】

ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

御意見ありがとうございます。

国の「こども若者★いけんぷらす」ですけれども、4月1日現在で登録者数が全国で約4,000名おまして、国ではさらに増員して最終的には1万人ほどを目指すとしております。

登録者には当然、北海道の方も入っていると思いますので、この仕組みを上手く各都道府県、北海道でもうまく活用できればと考えておりますが、まだその辺が未定でございます。そういったことも含めて今御意見がありましたとおり、国のこういった仕組みを活用できるかなど、より良い方法を今後とも国の動向を注視して考えていきたいと思っております。

【川田会長】

ありがとうございます。今4,000人、目標が1万人という話だったのですけれども、それぞれ都道府県からの応募状況というのは、最終的にはわかるのでしょうか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

その辺も含めて、まだどの地域から今4,000名集まっているなど、その辺の情報もありません。今後出てくるとは思いますので、上手くこの仕組みを活用できると良い仕組みになるのではないかと、我々も考えております。

【川田会長】

ありがとうございます。その他、御意見等いかがでしょうか。では、寺本委員お願いいたします。

【寺本委員】

こういった取組に関しまして、どうやって参加すればいいとか、こういうのが行われていることすら知らない子どもたちが非常に多いのではないかなと思うのですけれども、北海道としてはこういった取組をどのように啓発、周知などをされているのか教えていただけますか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

今現在、まだ国の方で調査審議を進めておりまして、この段階なので、ただ今の状況としては国の検討、政策に反映するための仕組みとして今動いている状況なので、各都道府県でこういった仕組みがあるのでお子様方に周知することはできていない、していないで

す。

これが今後、各都道府県で活用できるとなった場合には、我々もそうですし、教育委員会ですとか、市町村ですとか、そういったところとしっかりと協力して幅広く周知をしていく必要があると思っています。

【川田会長】

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。野村委員お願いします。

【野村委員】

北海道社会福祉協議会の野村といいます。

私は成り行き上、4～5年この子ども部会の部会長を仰せつかって、14支庁管内からの代表のお子さんを、最初は前の高橋はるみ知事のときに、合宿みたいな、泊まりはしないですけれども、大人の決めたテーマに沿いまして、お子さんの意見を1日、最初は2日間くらいで、無理矢理まとめるような形で。

一昨年がZoomを使って、参集しないで同じような形で意見をZoomのミーティングの機能を使ってやりました。その時には、大人が心配するよりはZoomのミーティングだとかは、今のお子さんは慣れているので、思ったほど停滞したりはしなくて、これはこれでやり方がこなれてくれば、なかなかいい議論になるのではないかと。

ただその時、この審議会のところでもいろいろな御意見をいただいて、14支庁管内の代表するお子さん、選び方、このペーパーにもありますけれども、やはり管内の代表のお子さんという、優等生の方が多いと。

そこで、児童養護に通われている方だとかも何名か、特別支援学校の方も何名かいらっしゃったかと、そういう工夫もしたのですが、やはり14支庁管内プラスアルファのお子さんたちの声が、全体の北海道のお子さんの声なのかということになると、ちょっと悩んでしまう。

審議会の委員の方からも、いろいろな御意見をいただいて、一旦中断して、また一昨年やったのですけれども、昨年またこういった理由で中断をして、今後どうするというようなときに、この「こども若者★いけんぷらす」。

意見を集めるシステム、今流行りでいいと思うのですが、先程の計画の進捗もありましたが、集まった意見をどのような形で活かしていくのか。その時の子ども部会が、お子さんを代表として委員になってもらうのか、大人が入るのか、それによってもだいぶこの子ども部会の運営の仕方というのは違ってくると思います。

その辺り、意見を集めるのはこういった国のシステムだとか、こういうものでかなり多くの意見が集まると思うのですが、集まった意見の活かし方というのか、そこどころが、ここ4～5年関わらせていただいた私からすると、気になるかなというのが感想でございます。すみません、意見ということで受けていただければと思います。

【川田会長】

ありがとうございました。今の点はどうでしょうかね。まだこれからというところかなと思うのですが。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

意見を聞き、それをどう活かすかというのはこれからだと思うのですが、国の動きについてなんですが、令和4年度にこども・若者から意見を聞くための調査研究というものをやっております、その中で、施設などに出向いて児童養護施設の入所児童や、児童相談所の一時保護児童のほか、直接意見を伺うのが困難な医療的ケア児や乳幼児と関わる大人からも意見を聞いているという状況でして、それを踏まえて、声をあげにくい子どもや若者からの意見聴取の在り方について、更なる検討の深掘りが必要だということになりましたようで、こうした多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を今年度中に行うということで、そういった国の調査結果を含めて専門委員会で、おそらく年度末に向けて協議が行われると思いますので、そういったものもしっかり注視していきたいと思っております。以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは審議事項は以上になります。続いて報告事項へ移ります。事務局から報告事項(1)～(4)までまとめて説明していただいた後、委員の皆様にご質問等、伺いたいと思います。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

子ども政策企画課の主幹の菅谷と申します。私の方からは報告事項の(1)(2)続けてご説明申し上げます。

まず資料の5をご覧ください。資料1でも言及のございました、「こどもファスト・トラック」についてでございます。この資料自体は、道の取組例を端的に例示したものでございまして、これを補うためにまず、そこに至る経緯ですとか、取組の概要について、口頭でご説明を申し上げます。

「ファスト・トラック」自体は、日常であまり使われていない言葉かもしれませんが、様々な局面、場面で使われるということがございまして、例えば空港の手荷物検査、出入国の検疫とか、特定の対象者は、一般の列よりも速い流れで通過できる列、レーンなどについて用いられているという例もございまして、それを妊娠中の方や子ども連れの方の専用レーン、専用窓口というものを当てはめるという趣旨で用いられたと考えられます。

そもそも「こどもファスト・トラック」は、国が始めました子ども・子育てに優しい社

会づくりに向けた気運醸成のための取組でありまして、妊娠中の方や子ども連れの方が窓口で苦勞することがないように、例えば公共施設での順番待ち等でその方たちを優先的にご案内しましょうという趣旨でございます。

具体的には、この3月から国立博物館等の国の施設で妊娠中の方や子ども連れの方を対象とする優先窓口、優先レーンの設置を先行的に実施し、それを他の公共施設や民間施設へ広げていく、全国展開しようというようにしたものでございます。国の方は、5月に各都道府県や各市町村に対して検討依頼の文章を発出されまして、道ではこの取組を幅広く捉えまして、優先窓口以外に必要なお手伝い、例えばベビーカーや荷物の運搬補助、あるいは優先駐車場、授乳室、おむつ替え場所の確保などを含めた取組を、それぞれの道の施設の状況に応じて、実施することといたしました。

5月から、妊娠中の方や子ども連れの方の利用が想定される道立施設でまず先行して開始しまして、本庁舎、各振興局、保健所、病院、博物館、美術館、道立公園等、7月5日の時点で、137の施設で先行的に取り組みを開始しまして、その後すべての道立施設で順次取り組むこととして、今全ての施設で対応を進めているということでございます。

資料5は、その取組の例でございます。上段は優先受付の例でございます。北海道博物館の総合案内と札幌道税事務所の窓口で、図でお示ししているような、ポスターといたしますか、ご案内を掲示いたしまして、ご案内の掲示の中には雪だるまのマークのような、シンボルマークも掲示し、優先受付をご案内しているものでございます。その掲示の中には、他の優先受付の対象ではないお客様にもご理解をいただくためのお願いの文言を載せております。

それから下の段につきましては、優先駐車場の例ということで、道庁の本庁舎、別館西棟の庁舎に、この三角コーンを使い、優先の掲示をして取り組みをしているところでございます。

このようにしてまず道が道内では率先して行いまして、道内での取組を浸透させていこうと考えておりまして、市町村に対しては、6月の下旬に実施の呼びかけをさせていただいたほか、民間に対しても、現在、企業等が集まる場を活用して実施を呼びかけておりますほか、今後、様々な機会を捉え、例えば、各業界等の団体等を通じた働きかけなどをして、道内での取組を広げていきたいと考えているところでございます。

次に資料6の「ほっかいどうこどもまんなか応援サポーターについて」ですが、これについては道が呼びかけているチラシ、端的にお示ししているのですが、経緯等について補足して申し上げますが、これはこども家庭庁の呼びかけによる取組でございます。この「こどもまんなか」という言葉は、子どもや若者にとって、良いことは何かをそれぞれ考えて実行しましょうということであると。そして「こどもまんなか社会」の実現に向けてその考えに賛同した個人、団体、企業、行政などが、何ができるのかをそれぞれ考えるきっかけづくり、国民運動として開始されたものということでございます。

その実行の主体としては、個人、企業、団体、公共団体の首長も入っておりますけれども、

その趣旨に賛同しましたらサポーター宣言をいただきまして、具体的には YouTube や Twitter などの SNS で宣言、発信いただくとともに、具体の行動について合わせて記載していただくと。その発信の際に、SNS で特定のキーワードをつけて発信していただき、こども家庭庁がそれを拾ってリツイートし、SNS 上で取組を広げていこうというものでございます。

道としましては、資料6の真ん中左側に書いておりますが、6月22日に、記者会見で知事がサポーター宣言をし、道の公式 Twitter にも記載いたしました。道として「こどもファスト・トラック」の取組をするという表明を合わせてしております。

併せて道内では、こども応援の取組を従来から進めているプロスポーツの団体、日本ハムファイターズさん、北海道コンサドーレ札幌さん、レバンガ北海道さんにも趣旨に賛同いただきまして、SNS での宣言等をされているところでございます。この例として、北海道コンサドーレ札幌のキャプテンが、SNS の動画で宣言しているということでご協力をいただいております。

資料は、前申し上げた、道の宣言や取組などを記載し、これをもちまして、道民の皆様、企業団体等に広くこの取組への参加を呼びかけるチラシということで、作成したものでございます。

これは先ほど申し上げた、「こどもファスト・トラック」の実施の呼びかけとともに、道内市町村にも呼びかけをするものでございまして、「こどもファスト・トラック」に合わせて民間企業等にも様々な機会でも周知し、道内での取組を広げていきたいと考えております。

最後になりますが、資料5の「こどもファスト・トラック」、資料6の「こどもまんなか応援サポーター」の取組を合わせて実施するという事で道内での気運の醸成を図ってきたいと考えております。私の方からは以上となります。

【子ども政策企画課 三和係長】

続きまして、私の方から報告事項「北海道ユースプランナー制度」、「令和5年度ほっかいどう未来輝く子育て大賞」について続けて説明させていただきます。

まず、資料7を御覧ください。「概要」につきましては、審議事項「子ども部会の運営方法」で触れさせていただきましたので、取組実績を中心に説明いたします。2「ユースプランナー登録者数」ですが、本年6月末時点で10大学99名となっております。

3「令和4年度の活動状況」ですが、8月にキックオフミーティングを開催しましたほか、9月以降「ヤングケアラーについて」など、こども施策に関する5つのテーマについてアンケート調査を行いました。アンケートの回答状況につきましては、4に記載のとおりとなっております。

12月にはユースプランナーミーティングを開催しまして、プランナーと当局プロジェクトチームによる意見交換を実施しております。

次のページを御覧ください。「今年度の活動予定」ですが、引き続き、アンケートや意見

の募集、ミーティングを行いますほか、道立施設を訪問しまして、現場体験をしてもらい、現場の課題等に関する意見交換会を予定しております。

また、道が発信する情報の SNS を活用しました拡散や条例制定や計画の策定に関しまずパブリックコメントへの積極的な参加を依頼してまいります。ユースプランナーについては以上となります。

続きまして、「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」についてです。資料 8 を御覧ください。

この賞は、道内において、子育て支援活動に意欲的に取り組む団体、企業、個人を表彰することで、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ることを目的とした賞です。

受賞者の選考についてですが、こちらは評価検討会を行いまして、その委員の選任は審議会委員の皆様及び子ども子育て支援部会の委員の皆様から 5 名の方に依頼させていただきました。2 年ごとの輪番制としているところでございます。

今年度のスケジュールに関しましては資料下部 5 のとおりです。資料 8-2 にあります、輪番制リストのとおり、後日就任について、御相談、御依頼をさせていただきたいと思っておりますので、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。「子育て大賞」に関しまして、報告は以上となります。

【川田会長】

ありがとうございました。それでは報告事項につきまして、委員の皆様から、御質問等はありませんでしょうか。

【山田智子委員】

資料 7 の「北海道ユースプランナー制度」についてお聞きしたかったのですが、2 ページ目の 5 (2) にプランナーに実際の現場を体験してもらおうとありますけれども、どのような現場の体験をされたのか教えていただければと思います。

【子ども家庭支援課 坂本課長補佐】

子ども家庭支援課の坂本と申します。よろしくお願いいたします。この時は、中央児童相談所を見学いただき、実際に参加されなかった方については Zoom でも一緒に参加していただき、児童相談所での仕事等についてご説明して意見交換等を行っております。

【川田会長】

ありがとうございます。その他ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項すべて終わりましたので、本日の議事については、すべて終了となります。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

《閉 会》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

川田会長、各委員の皆様、本日は円滑な議事進行にご協力をいただき、大変お疲れ様でした。委員の皆様におかれましては、今後ともそれぞれのお立場から、子ども施策等に関して忌憚のないご意見をいただく等、御協力をお願いいたします。

それではこれもちまして、「令和5年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会」を閉会いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。

(了)